

2022 年 10 月 12 日

岡安商事株式会社
代表取締役社長 杉本良隆
大阪市中央区北浜 2-3-8
日本商品先物取引協会会員

弊社に対する日本商品先物取引協会の制裁について

各位

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

弊社は、先般、近畿財務局及び農林水産省、経済産業省より行政処分を受けておりますが、先般来弊社ホームページ等で予めお知らせ致しておりますとおり、当該内容に関連する事案につきまして、日本商品先物取引協会より、同会制裁規程第 9 条第 2 項の規定に基づく制裁の通知を受けました。

本件に関連する事案につきましては、今後も他取引所等、弊社が所属している団体からの制裁又は処分を受ける場合もございます。

本件に関連する事案に関しまして、お客様をはじめ関係者のみなさまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

制裁の内容につきましては下記の通りとなります。経営陣ならびに社員一同が一丸となり、みなさまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なにとぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 制裁の内容

過怠金 1, 000 万円

2. 制裁の理由

(1) 商品先物取引法（以下「法」という。）違反

①法第 211 条第 1 項の主務省令で定める場合（純資産額規制比率が 140%を下回った場合）に該当することとなったが、同項に規定する主務大臣への届出を行わなかった。

②法第 224 条第 2 項に基づく商品先物取引法施行規則（以下「主務省令」という。）第 117 条第 1 項第 1 号の月次報告書に虚偽の記載をして主務大臣に提出した。

(2) 日本商品先物取引協会の自主規制規則違反

①「会員の企業情報の開示に関する規則」第 2 条第 1 項により作成及び開示が義務付けられている事業年度ごとの業務及び財務等の状況に関する開示資料において、平成 23 年 3 月期から令和 2 年 3 月期までの合計 10 年度分の開示資料に係る純資産額規制比率について虚偽記載を行っていた。

②「定款の施行に関する規則」第 7 条第 1 項第 2 号により日本商品先物取引協会への提出が義務付けられている法第 224 条第 2 項に基づく主務省令第 117 条第 1 項第 1 号に規定する月次報告書において、平成 23 年 1 月分から令和 4 年 2 月分までの合計 134 か月分の月次報告書に係る純資産額規制比率について虚偽記載を行っていた。

以上

◎お問い合わせ先（平日 9:00-17:30）

岡安商事株式会社 本社 管理部 0120-346-492

東京本部管理部 0120-182-461